

別記様式（第5条関係）

会 議 録

会議の名称		第3回 福津市こどもの国推進協議会
開催日時		令和6年10月21日（月）午後7時00分～午後9時50分まで
開催場所		福津市役所 本館2階 大会議室
委員名		(1)出席委員 安德尊博 永渕美香子 奥村賢一 笠置千晶 高木陽一郎 宮木裕子 西田明日香 大石くみ 福永健司 (2)欠席委員 阿部泰治
所管課職員職氏名		こども家庭部 部長 中村雅美 教育部 学校教育課長 石井啓雅 子育て世代包括支援課 課長 羽田野美奈 こども課 課長 仲野浩章 子育て支援係 係長 甲斐小百合 こどもの国推進係 係長 竹田陽平 こども計画策定支援受注業者 株式会社ぎょうせい
会 議	議 題 (内 容)	1 開会あいさつ 2 部長あいさつ 3 協議会の運営方法について (1)会議公開・非公開について（公開、非公開の可否） (2)会議録の作成について（記録方法、確認方法） 4 協議事項 (1) 福津市子ども・若者育成支援に関するアンケート調査報告書について (2) 子ども・子育て支援事業計画におけるサービス見込み量の第2期実績と第3期見込みについて (3) その他 承認事項 認定こども園「たんぽぽこども園」の定員の設定について こどもの権利に関する条例について
	公開・非公開の別	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部公開
	非公開の理由	
	傍聴者の数	5人

	資料の名称	資料 1 福津市子ども・若者育成支援に関するアンケート調査報告書について 資料 2 アンケート報告書について 資料 3 第 3 期見込み量の算定について 資料 4 利用定員の設定について
--	-------	--

会議録の作成方針	☐ 録音テープを使用した全文記録
	☒ 録音テープを使用した要点記録
	☐ 要点記録
	記録内容の確認方法 会長による確認
その他の必要事項	

審議内容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開会あいさつ

2 部長あいさつ

会長：次第3「協議会の運営方法」について、事務局説明をお願いします。

事務局：(1)会議の公開・非公開について、公開とさせていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

また、それに伴い、本会議の傍聴希望者の入出許可をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。本日の傍聴希望者は5名です。

(2)会議録の作成について、ICレコーダーによる要点記録で会議録を作成し、内容を市ホームページにて公開したいと考えていますがいかがでしょうか。

会長：委員の皆様には異議がないようなので、会議は公開、会議録は要点記録とします。次第4「協議事項」について、事務局から説明をお願いします。

4 協議事項

（1）福津市子育て支援に関するアンケート調査報告書について

事務局から内容を説明。

安徳会長：アンケート調査報告についてご意見はありますか。

高木委員：35ページの「③子ども・子育て支援、若者育成支援に関する意見」というところで、自由回答を読みながら、学校現場を預かる者として、しっかりと子ども達と向き合わなければならないと感じました。

33ページ「②福津市子ども・若者の育成環境に関する認識」について、前回調査との比較はありますか。気になったのは、選択肢（3）の「福津市では、大人たちが子どもの意見・考えを考慮して物事を進める環境がある」という問いに対して、「そう思う」、「どちらかという、そう思う」という回答が、他の選択肢の「そう思う」等に比べて低くなっています、前回はどういった結果だったのでしょうか。

事務局：本アンケートは初めて実施したもので前回のデータはありません。また、アンケートの選択肢等の内容につきましては国が示すものに準じています

西田委員：本アンケートの結果は、若者の意見を聞くことができている貴重なデータだと思います。また、11ページの問10「地域での助け合いに対する関心度」が高い結果が出ており、嬉しく思っています。一方で、自由回答のところでは、市に対する批判的意見、国に対する批判的意見もあり、今後の改善が必要だと感じました。

安徳会長：本アンケートで対象となる若者の年齢は 18 歳～34 歳と幅広い年齢となっています。高校生もいれば、仕事をしている人、子育てをしている人もいます。そうした様々な生活環境の中で、それぞれにとってより良い居場所とは、こういったものだろうかと感じました。

福永委員：36 ページの「経済支援について」ですが、他の自治体で進められている医療費無償化が、福津市では進んでいないことへの不満があることが気になりました。こどもの数が多くて、財政的に大変だとは思いますが、住民の多くは、他の自治体と同程度のサービスを望んでいると感じます。

大石委員：自由記述が多く寄せられているのは嬉しく思います。相談する場所の充実が必要ではないかと思います。本アンケートで貴重な意見をいただいたので、それを活かしていければと思います。

宮木委員：アンケートの回答を見ると、地域への関心は高いけれども、地域との付き合いはほとんど無いという凸凹な結果が見えます。要因はなんだろうと思いました。また、26 ページ「②「誰にも相談したくない」と思う理由」に、「相談しても解決できないと思うから」といった回答が多くありました。頼れる人、頼れる大人が居なかったという結果ではないかと思います。自由回答を見てみると、シビアな意見をいただいて、現場に携わる者として、反省しなければいけないことがあると感じました。

西田委員：高校生を対象とする施策はほとんどなく、高校生になると途端に福祉サービスの外に置かれるという感じがしています。現在は、「キッカケラボ」の活動が高校生、若者世代を対象としたものになっていますが、高校生、若者に、自分達が望めば、場所、きっかけ、繋がりはあるということを知ってもらうことも大切だと思います。

笠置委員：引きこもりについて、現在、引きこもりになっている人については、今すぐに対応する必要があるのかなと思います。また、自由回答に書かれている意見を大切にしたいと感じます。

奥村委員：27 ページのヤングケアラーについてですが、「①家族の中で世話をしている人（子ども以外）」とはどういう意味でしょうか。

質問の仕方が、「家族の中で世話をしている人はいますか」という聞き方だった場合、回答者は成人年齢の人も多いので該当しないのではないかと思います。過去に世話をした経験がある人といった質問があれば、ヤングケアラーの実態を掴めるのではないかと考えます。

また、42 ページの「アンケートについて」という回答で、ストレートな意見をいただいています。今回の回答が全ての若者の意見を拾い上げられたわけではないと思います。今回、意見を聞けなかった若者の意見を、今後、どう拾い上げていくのかということも大切だと思います。

事務局：質問の内容は、「家族の中に、あなたが世話をしている人はいますか（お子さんがいる場合はお子さん以外で）。あなたからみた続柄でお答えください」というものです。選択肢は、「母親」、「父親」、「祖母」、「祖父」、「きょうだ

い」、「配偶者」、「その他」、「世話をしている人はいない」となっています。子どもがいる場合は子どもを除いて教えてください、という質問となっています。

永渕副会長：8ページの「今、自分は幸せだと感じる」という回答が80%を超えているのは、嬉しく思います。また、21ページの「あまり外出しない状況になった理由」では「人間関係がうまくいかなかったこと」という回答が31%となっています。人間関係の問題は、誰しも経験することだと思うのですが、それを克服できる、できないということがその後の人生に大きく関わるのではないかと思います。例えば、何かの資格を取りたいと学校に通っていても、人間関係のために学校を辞めてしまうというケースも目にします。

国は「誰も取りこぼさない」というスタンスを示しています。アンケートの自由回答を記述してくれた人は、書くエネルギーがまだある人だと思いますが、回答する気力もない、何かを声にする気力もないという人もいますので、そういった人達のケアも考えていかなければいけないと感じました。

市は、具体的なエピソード、例えば、何かに悩んでいたけれど、こんなところに相談して、こう改善できたといったエピソードをホームページ等に掲載して、情報発信をするというのも良いのではないかと思います。

安徳会長：他にご意見はありますか。無いようですので、（2）子ども・子育て支援事業計画におけるサービス見込み量の第2期実績と第3期見込みについて事務局より説明をお願いします。

（2）子ども・子育て支援事業計画におけるサービス見込み量の第2期実績と第3期見込みについて

事務局から内容を説明。

安徳会長：何かご意見・ご質問はありますか。

永渕副会長：12ページの「こども誰でも通園制度」についてですが、この制度は保護者にとっては非常に便利な制度だと思いますが、実施する側、スタッフ等にとっては非常に負担が大きい制度ではないかなと感じます。大都市部では上手く機能するかもしれませんが、地方ではスタッフの確保等も含め、問題を抱えるのではないかと思います。

2ページの1～2歳児は、目が離せないという事情があり、スタッフの数が必要になると思います。それを確保するのは大変だと思います。

安徳会長：こども誰でも通園制度については、少子化に伴い、保育できる場所や保育士が余っているということを前提とした制度ですから、こどもが多く、通常の保育所利用のニーズが高い福津市では、なかなか難しい制度だと思います。また、アレルギーの有無や性格、普段の過ごし方といった、預かるこども達の特徴がよく分からない中で、保育を実施することは難しいのではないかと思います。

一方で、保育園や幼稚園に通園していない親子に手を差し伸べることも重要だと思います。現在、そうした取り組みとして、福津市内の保育園、幼稚園では、親子で催しに参加できる「こどもの広場」を実施しています。保育について、1歳児は、6：1という割合でスタッフの配置が義務づけられていますが、来年度からは、5：1に改善されるかもしれません。しかし、そうなれば、ますます人材の確保の問題が深刻になってくると思います。また、保育の現場での業務は、多岐に渡るので、4：1でも充分ではないと感じる場面もあり、6：1という最低基準を満たしているだけでは質の良い保育サービスの提供は難しいと感じます。

永渕副会長：例えば、横浜市は4：1の割合で保育サービスを提供していますが、これは、潤沢な予算、豊富な人材があって実施できることだと思います。他の地域では、4～5月の繁忙期だけスタッフを増員するという所もあります。保育士の確保というのは、今後も大きな課題であると思います。

奥村委員：(13) 児童育成支援拠点事業について、現在、学校や家庭以外のこどもの居場所というものが重要視されてきています。福津市としても重要な施策として取り組んでいただければと思います。

大石委員：保育士にとって、6：1という数字は、過酷な数字だと思います。1人で6人を見るというのは大変だと思います。また、こどものことを考えれば、初めての場所で、知らない人達と過ごす時間というのは非常にストレスのかかる時間ではないかと思います。

高木委員：どのような議論をすれば良いのかがはっきりしないのですが。数字の妥当性の議論でしょうか。

事務局：数量の設定につきましては、現在の状況から今後の見込み量を算出しています。こういったサービス、施策に重点を置くべきなのかといった議論をお願いしたいと考えています。

高木委員：見込み量と実績数が乖離しているところがありますが、どうしてでしょうか。学校現場にいる者の希望としては、(13) 児童育成支援拠点事業を充実していただきたいと思います。

事務局：見込み量の設定につきましては、基本的には、令和6年度の実績値を基に、年度毎に、人口の推計を見ながら、表上段のサービスの需要量を推計し、下段は、今後の施設の整備状況や計画等を基に、サービスの確保・供給体制の見込み量を推計しています。需要量と供給量の乖離については、下段の供給量の数値が大きいサービスについては、その供給体制が十分であることを示し、上段の需要量の数値が大きくなっているサービスについては、供給体制が整っていないということを示しており、今後、改善等を検討しなければならないということになります。

羽田野課長：養育支援訪問についてですが、量の見込み10に対して264の実績となっているのは、要綱改正に伴い、養育支援訪問の対象者が拡充されたため、大きな数字の乖離が生じたものです。

高木委員：ショートステイについて断るケースはあるのでしょうか。

事務局：基本的にはありません。調整等の手続きは必要ですが、可能な限り対応しています。

高木委員：教育現場にいと、ショートステイを利用したくてもできないという声を聞くことがありますので、この 48 という数字は、本当はもっと需要があるのではないかと感じます。

事務局：8 ページの「一時預かり事業」についてですが、量の見込みが約 290、実績が約 80 と大きな差が生じています。これは、当該事業が、子ども・子育て支援交付金の補助対象事業となっており、市が補助の対象としたケースの実績値を記載しているためです。実際は、認可外保育所等の、補助対象外の施設の利用もあるので、数値に乖離が発生しています。

安徳会長：10 ページの放課後児童健全育成事業について、学区によって児童数が大きく異なり、状況も違うと思いますので、そういった部分も考慮していく必要があるように思います。では、その他について事務局より説明をお願いします。

(3) その他 承認事項 認定こども園「たんぽぽこども園」の定員の設定について事務局から説明。

安徳会長：いかがでしょう。この内容、40 人の定員設定でよろしいでしょうか。

永渕副会長：地方裁量型の認定こども園は、養成校の実習を受け入れられないと記憶しています。実習先に就職するケースも多いので、人材確保の際、市の協力等が必要になるかとも思っています。

安徳会長：承認ということでよろしいでしょうか。

全員異議なく承認。

安徳会長：その他に事務局から何かありますか。

(3) その他 こどもの権利に関する条例について
事務局からこれまでのこどもの権利に関する条例の経緯の説明。
委員からの意見を伺う。

安徳会長：何かご意見はありますか。

西田委員：以前の条例案は、こういった理由で、議会で否決されたのでしょうか。

中村部長：前回の条例案では、こどもの救済機関の設置といった具体的な施策の内容が示されておらず、こどもの権利に関する基本理念を示した内容でした。そうした部分に対して、前回は条例化が見送られたと思います。

宮木委員：当時、条例案の策定に関わっていましたが、こどもの権利を確立するための条例策定を目指していたのですが、青少年指導要綱的な内容が盛り込まれ、当初とは違ったものになっていった記憶があります。当時は否決されましたが、こどもの権利に関する条例は必要だと考えていますし、早く策定できれば良いと思います。条例があることで、何かを考える時の基礎になると考えています。

奥村委員：児童福祉法では2016年、子どもの権利条約に則って、子どもの福祉が図られることが明文化されました。日本が子どもの権利条約に批准したのは1994年でした。本来、子どもの権利条約というものは、基本的人権と同類のもので、こどもにも義務は発生しないもので、義務が発生するのは大人であるというのが国際的な見解です。そうしたことを理解して条例を策定していく必要があると思います。そして、市が主導となって条例を定めていく中で、住民を巻き込んで、住民と共に考えることが福津市の現状にあったものにするためには重要だと思います。

大石委員：こどもの権利に関する条例は必要だと思います。こどもの権利があつてのこども計画だと思います。こども自身がこんな権利があるということを理解するのは大切なことだと思います。

中村部長：本日は貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。こども計画の素案にどのように盛り込めるのかを考えていきたいと思います。

安徳会長：他にご意見はございますか。
では、以上で議事を終了させていただきます。

事務局：本日は貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。
これで第3回福津市こどもの国推進協議会を終了させていただきます。